

厚生労働大臣 塩崎恭久殿

**介護保険制度の保険給付から「要介護1・2」の生活援助と福祉用具等を外さないことを求める要望書
《要望趣旨》**

2015年4月の改定によって予防給付「要支援1・2」が自治体の地域支援事業へ移行されましたが、早くも2018年の次期改定に向けて下記項目の検討が開始されています。

1. 「要介護1・2」の生活援助を国の介護保険給付から外し、自治体の地域支援事業へ移行する
2. 福祉用具、住宅改修は原則自己負担とする
3. ケアプラン作成の自己負担の導入を検討する
4. 利用者2割負担の対象を拡大する(65～75歳の前期高齢者と75歳以上も所得に応じた見直し)

「要支援1・2」の地域支援事業への移行の検証を待たず「要介護1・2」の生活援助を介護保険給付から外すことによって、適切な介護が受けられず介護が重度化する、さらに家族介護者の離職の増加につながる懸念があります。軽度者と言われる「要介護1・2」の対象者は、難病も含む多様な疾患を抱えており、また認知症の方が多い中で生活援助や福祉用具貸与等の介護給付サービスは不可欠です。

また、サービス利用料の2割負担を拡大することやケアプランの自己負担が導入された場合、サービス抑制やケアプラン作成に繋がらず要介護者の状態悪化や放置に繋がることが懸念されます。

要介護1・2の要介護者が在宅で安心して暮らしていくためには、これまで通り介護保険給付で行うことを要望します。

**《要望項目》 1. 要介護1・2の生活援助・福祉用具・住宅改修を介護保険給付で行なうこと
2. ケアプラン作成は、全額保険給付で継続すること**

氏名	住所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

(取り扱い団体 : 神奈川ネットワーク運動) ※個人情報 は本署名以外に利用しません。

＜呼びかけ団体＞

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい、特定非営利活動法人ACT・人とまちづくり
たすけあいワーカーズ連合、ワーカーズ・コレクティブ・ネットワーク・ジャパン (W. N. J)

＜問合せ先＞ 神奈川ネットワーク運動

住所: 横浜市中区南仲通 4-40 南山ビル 2F 電話: 045-651-2011

＜最終署名集約先＞

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
住所: 〒164-0012 東京都中野区本町 1-13-18 大新NSビル 2階 電話: 03-5302-0393